

ビジネス光ネットサービス契約約款

2023年8月1日

株式会社 STNet

目 次

第	1章	総則	IJ																										
	第	1条	約款の	の適用		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	2条	約款の	の変更	į	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	第	3条	用語(の定義	į · ·	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
第2	2章	光ネッ	・トサ-	ービス	の利	重舞	[等																						
	第	4条	光ネ	ットサ	-— Ł	ごス	の	重類	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第:	3章	光ネッ	・トサ-	ービス	の扱	是供	区:	或等	Ē																				
	第	5条	光ネッ	ットサ	-— t	ごス	の‡	是供	区	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	6条	光ネン	ットサ	-— Ł	ごス	の‡	是供	羊範	用	等	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第4	4章	契約	•																										
	第	7条	契約の	り単位	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	第	8条	契約																								•	•	3
	第	9条	収容)																								•	•	3
	第1	0条	光ネン																								•	•	4
	第1	1条	光ネ																								•	•	4
	第1	2条	提供																									•	4
	第1	3条	最低和																									•	-
	第1	4条	品目》																										
	第1	5条	契約和																										
	第1	6条	その作	也の契	約	习容	の	変更	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
		7条	利用(り一時	中以	斤•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第1	8条	光ネ																										
	第1	9条	光ネ																										
	第2	0条	当社太	が行う	光ネ	トツ	-	ナー	- Ľ	ス	契	約	0)	解[涂	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	第2	1条	契約																									•	6
	第2	2条	その作	也の提	!供 須	6件	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
第:		付加機																											
		3条																											6
		4条																										•	7
	第2	5条	付加格	幾能の	廃』	٤•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第(-	端末設																											
	第2	6条 7条	端末詞	没備の	提供	ţ.	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	第2	7条	端末詞	受備の)移輔	<u>-</u>	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7

第7	7章	回線	相互	ī接	続																											
	第2	8条	ξ ∄	往	又心	は他	社	の'	電気	癿沅	信	口	線	と	0)	接	続	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	第2	9条	: 相	互.	接絲	売点	<u>の</u>	所	在場	易形	fσ	変	更	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
第8	3章	利用	中山	-等	;																											
	第3	0条	: 利	川用	中工	Ŀ •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
			: 利																													
	第3	1条	きの2	2	サー	ービ	ス	の)	廃」	Ŀ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	·	•=	<u>.</u>																													
弗;	章			z./⇒	- 1 .11 =	ПΦ	Æıl I	7H /	\- / \-																							0
	第3	2余	: 追	11音	不りと	刊 <i>(</i> ノ)	刑	火	寺'	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
笙:	10章	光	金鱼	Ī																												
7,	-		· 上 、		及で	ドエ	事	等	に目	目す	- ろ	書	用																		1	0
	第3				料金																											
	第3				費(
	第3			-	きに	-																										
	第3				の記																											
	第3				事業																											
	第3				ェック:																											
	第4				金																											
	第4				业 損害																											
	// 1	1 //			174 F	J 314	•																								_	_
第:	1章	保	1 4	F																												
	第4	2条		段約	者の	り維	持	責	任。		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	第4	3条	妻	段約	者の	り切	分	責	任		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	第4				又心																											
			- 	L tale																												
第	2章		惧害																													
			き責				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•						_
	第4	6条	き 気	直	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
笙 -	3章	· 44	生 貝	ıi																												
71.	第4			-	の 队	艮界																									1	4
	第4				にも																											
	第4				者以																											
	第5				ザ																											
	第5				者回																											
	第5				者の																											
	第5				事業																											
	第5				者に																											
	第5				事業																											
	第5				事が																											
	/14 0		- 1/	ニンフ	• /	, ~ 🖂			0	- /		_		. –	NI.	9	, ,	-1/-	. 1		_	~	, 4	, ,							-	•

	第	5	7	条		法	令	にき	規	定	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	第	5	8	条		注	意	喚	起	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	第	5	9	条		閲	覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	_	_		B41.				. *	_																												
第 1		•			•••	-																															_
	第	6	0	条		附	帯	サ、	_	ビ	ス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
別記	∃.•																												•							1	8
/ * * F .	1		光	ネ	ツ	<u>۱</u>	サ	_	Ľ,	ス	の	提																									
	2		-	約																																	
	3			約																																1	
	4			社:																																1	9
	5			聞																																	
	6			気.																																	
	7			営																																	
	8			営						-																											
	9			営'																																	
1	0		自	営'	電	気	通	信	設	備	に	異	常常	が	あ	る	場	合	等	の	検	査		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	2
1	1		当	社	(D)	維	持	責	任	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	2
1	2		光	ネ	ツ	-	サ	_	E"	ス	に	お	け	る	禁	止	事	項				•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	2
1	3			術																																	
1	4		管	轄	裁	判	所		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
1	5			報:																																	
1	6		提	携	事	業	者		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
1	7		1	_	F	ン	t	ニキ	- =	ı l	Jラ	<u>-</u> م	'	オ	ン	ラ	1	ン	の	提	供	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	4
1	8		(削	除)																															
1	9		バ	ツ:	コ、	ン)	ソラ	フト	、	ŧν	が	煺	į	ро	we:	re	d l	bу	OP	Τi	M C	ひ打	匙	共	•			•		•	•	•	•	•	•	2	4
2	0		Ι	Ρ.	ア	ド	レ	ス	又	は	ド	メ	イ	ン	名	に	係	る	申	請	手	続	き	0)	代	行	等	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
2	2 1		料	金	請	求	書	等	の _:	発	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
2	2 2		支	払	Į١	証	明	書	等	の	発	行	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
2	3		提	供	区:	域	別	付	加	提	供	条	件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
ه اداد																																				_	_
料金	表		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
	則																																				
	¥ 1																																				
	§ 2																																				
	£ 3			事																																	
第	§ 4	表		附	带	サ	_	Ľ,	ス	に	関	す	る	料	·金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
別	表	•	•								•		•		•			•	•	•																4	3
附	則	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5

第1章 総則

(約款の適用)

- **第1条** 当社は、このビジネス光ネットサービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより光ネットサービス(当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。
 - (注) 本条のほか、当社は、光ネットサービスに附帯するサービスをこの約款により提供 します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	の用語はて40で40次の息外で使用します。 ロボッカ性
用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的
	設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、
	その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 光ネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイ
	ンターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の
	伝送交換を行うために当社が設置する電気通信回線設
	備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路
	設備及びこれと一体として設置される交換設備並びに
	これらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 光ネットサービス	光ネットを使用して行う電気通信サービス
5 光ネットサービス取扱	電気通信設備を設置し、それにより光ネットサービス
局	に関する業務を行う当社の事業所
6 光ネットサービス取扱	(1) 光ネットサービスに関する契約事務を行う当
所	社の事務所
	(2) 当社の委託により光ネットサービスに関する
	契約事務を行う者の事務所
7 取扱局交換設備	光ネットサービス取扱局に設置される交換設備(その
	交換設備に接続される設備等を含みます。)
8 光ネットサービス契約	当社から光ネットサービスの提供を受けるための契約
9 光ネット申込み	光ネットサービス契約の申込み
10 申込者	光ネットサービス契約の申込みをした者
11 光ネットサービス契約	当社と光ネットサービス契約を締結している者
者	
12 契約者回線	光ネットサービス契約に基づいて光ネットサービス取
	扱局内に設置された取扱局交換設備と光ネットサービ
	ス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信
	回線
·	

13	契約者回線等	(1) 契約者回線
10	大小儿 四小小寸	(1) 英的祖国版 (2) 契約者回線に付随して当社が必要により設置
		する電気通信設備
14	相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭
14	作五:安州: 宗	和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)
		第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出を
		した者をいいます。以下同じとします。)との間の相互 接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で
		電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。
		以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備
1.5	三绝多地开展	の接続点
15	回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末
	[III] - L	設備を除きます。)
16	端末設備	契約者回線の一端に直接又は間接的に接続される電気
		通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の
		設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みま
	4 W tilt 1.38 W	す。)又は同一の建物内にあるもの
17	自営端末設備	光ネットサービス契約者が設置する端末設備
18	自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であ
		って、端末設備以外のもの
19	収容光ネットサービス	その契約者回線の収容される取扱局交換設備が設置さ
耳	放 扱局	れている光ネットサービス取扱局
20	契約者回線等の移転	光ネットサービス契約を継続したまま契約者回線等を
		別の場所に移すこと(同一建物内で端末設備を移転す
		る場合を除きます。)
21	技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)、別表
		に定める光ネットサービスにおける基本的な技術的事
		項及び端末設備等の接続の技術的条件
22	引込柱	契約者回線の終端に原則として最も近い距離にある電
		柱等
23	引込線	契約者回線のうち、原則として契約者回線の終端に最
		も近い距離にあるクロージャ(分岐装置)から当社が設
L		置又は提供する回線終端装置までの間の線路
24	提携事業者	当社が光ネットサービスを遂行するにあたり業務提携
		している事業者
25	協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
26	ホームページ開設	光ネットサービス契約者がホームページを使用して光
		ネットサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により
		情報の蓄積又は公開等を行うこと
27	電子メール	メールアドレスを利用して光ネットサービス取扱局に
		設置する情報蓄積装置により通信の情報の蓄積又は読
		み出し等を行うこと
28	光電話サービス	当社が別途定める「ビジネス光電話サービス契約約款
		において定める電気通信サービス
29	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関す
23	117 R 170 H = 118	る法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地
		方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する

第2章 光ネットサービスの種類等

(光ネットサービスの種類等)

第4条 光ネットサービスには、次の種類があります。

種類	内 容
光ネットサービス	光ネットを使用して行う電気通信サービス

2 光ネットサービスには、料金表に規定する品目および提供の形態による種別があります。

第3章 光ネットサービスの提供区域等

(光ネットサービスの提供区域)

第5条 当社の光ネットサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

(光ネットサービスの提供範囲等)

- 第6条 当社は、光ネットサービスを本邦内に限り提供します。
- 2 当社が提供する光ネットサービスの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までと します。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備 に係る通信の品質を保証しません。

第4章 契約

(契約の単位)

第7条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1の光ネットサービス契約を締結します。この場合、光ネットサービス契約者は、1の光ネットサービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、光ネットサービス契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当 社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設 置し、これを契約者回線の終端とします。

ただし、料金表に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、光ネットサービス契約者と協議します。
- 3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表に定めるところにより提供します。

(収容光ネットサービス取扱局)

第9条 契約者回線は、その契約者回線の終端のある光ネットサービス取扱局に収容しま

す。

2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上及び光ネットサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容光ネットサービス取扱局を変更することがあります。

(光ネット申込みの方法)

- **第10条** 光ネット申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の契約申込書 等に記載し、光ネットサービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) 光ネットサービスの品目及び種別等
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) その他光ネット申込みの内容を特定するための事項

(光ネット申込みの承諾)

- **第11条** 光ネットサービス契約は、光ネット申込みに対して当社が承諾したときに成立します。
- 2 当社は、次のいずれかの場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 光ネットサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が光ネットサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 光ネットサービス契約の申込みをした者が、光ネットサービスの利用を停止されている、又は光ネットサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (5) 第48条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) 別記21に定める提供区域別付加提供条件を満たしていないと当社が判断したとき。
- (7) その他光ネットサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(提供開始日)

第12条 光ネット申込みに基づき、当社が当該光ネットサービスの工事を完了した日を 光ネットサービスの提供を開始した日とします。

(最低利用期間)

- **第13条** 光ネットサービスには、料金表の定めるところにより最低利用期間があります。 ただし、同一の契約者回線にて光電話サービスの提供を受けている光ネットサービス契 約者は、光ネットサービスの提供開始日と光電話サービスの提供開始日のうち、先に提供 を開始した日を最低利用期間の起算日とします。
- 2 光ネットサービス契約者が品目を変更した場合、変更後の品目の提供を開始した日を 最低利用期間の起算日とします。
- 3 光ネットサービス契約者は、前項の期間内に光ネットサービス契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに料金表に規定する額を一括して支払っていただきます。 ただし、第21条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定により光ネットサービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

(品目及び種別等の変更)

- **第14条** 光ネットサービス契約者は、当社に対し、当社が別に定めるところにより光ネットサービスの品目及び種別等の変更を請求することができます。
- 2 当社は、光ネットサービス契約者が請求した品目の変更について、その請求内容が、光 ネットサービス契約者が現在利用している品目よりも伝送速度が高速である品目に変更 する場合に限り、その請求を受付けます。ただし、料金表に特段の定めがある場合はこの 限りではありません。
- 3 当社は、第1項の請求があったときは、第11条(光ネット申込みの承諾)の規定に準 じて取り扱います。

(契約者回線等の移転)

- **第15条** 光ネットサービス契約者は、契約者回線等の移転を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条(光ネット申込みの承諾)及び第27条 (端末設備の移転)の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

- **第16条** 当社は、光ネットサービス契約者から請求があったとき(別記2及び別記3に定める変更を含みます。)は、第10条(光ネット申込みの方法)第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条(光ネット申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第17条 当社は、光ネットサービス契約者から請求があったときにおいて、当社の光ネットサービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、光ネットサービスの利用の一時中断(その光ネットサービス契約に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(光ネットサービス契約に基づく債権・債務の譲渡の禁止)

第18条 光ネットサービス契約者は、別記2に定める場合を除いて、本契約に基づく地位から発生する債権・債務を契約者以外の者に譲渡することはできません。

(光ネットサービス契約者が行う光ネットサービス契約の解除)

- **第19条** 光ネットサービス契約者は、光ネットサービス契約を解除しようとするときは、 あらかじめ光ネットサービス取扱所に書面により通知していただきます。
- 2 前項により、光ネットサービス契約を解除する場合、光ネットサービス契約者が所有又 は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、光ネットサービス契約者にそ の復旧に要する費用を負担していただきます。

(当社が行う光ネットサービス契約の解除)

- **第20条** 当社は、第31条(利用停止)の規定により光ネットサービスの利用を停止された光ネットサービス契約者が、その事実を解消しないときは、光ネットサービス契約を解除することがあります。
- 2 当社は、光ネットサービス契約者が第31条(利用停止)第1項各号のいずれかに該当

する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第31条(利用停止)の規定にかかわらず、光ネットサービスの利用停止をしないで光ネットサービス契約を解除することがあります。

- 3 当社は、光ネットサービス契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその 他これに類する事由が生じたことを知ったときは、光ネットサービス契約を解除するこ とがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により光ネットサービス契約を解除しようとするときは、あらか じめ光ネットサービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限り ではありません。
- 5 第1項乃至第3項の解除にあたり、光ネットサービス契約者が所有又は占有する敷地、 家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、光ネットサービス契約者にその復旧に要す る費用を負担していただきます。

(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

- **第21条** 当社は、当社及び光ネットサービス契約者の責めによらない理由により契約者 回線の提供ができなくなった場合は、光ネットサービス契約を解除することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により、光ネットサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ光ネットサービス契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第22条 光ネットサービス契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第5章 付加機能の提供等

(付加機能の提供)

- **第23条** 当社は、光ネットサービス契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表に定めるところにより付加機能を提供します。
 - (1)付加機能の提供を請求した光ネットサービス契約者が、光ネットサービスの料金又は付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2)付加機能の提供を請求した光ネットサービス契約者が第31条(利用停止)の規定により光ネットサービスの利用停止をされている、又は当社が行う光ネットサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (3)付加機能の提供を請求した光ネットサービス契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求した光ネットサービス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (5)付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は付加機能を維持することが困難である等、 光ネットサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

3 付加機能の利用の請求に基づき、当社が当該付加機能の提供に係る工事を完了した日 を付加機能の提供を開始した日とします。

(付加機能の利用の一時中断)

第24条 当社は、光ネットサービス契約者から請求があったときは、当社の光ネットサービスの利用に支障をきたすと当社が認めた場合は、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。

(付加機能の廃止)

- 第25条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。
 - (1) その付加機能の提供を受けている光ネットサービス契約者から、光ネットサービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 料金表に別段の定めがあるとき。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第26条 当社は、光ネットサービス契約者から請求があったときは、光ネットサービスの 提供に必要となる端末設備を料金表に定めるところにより提供します。

(端末設備の移転)

- **第27条** 当社は、光ネットサービス契約者から請求があったときは、当社が提供する端末 設備の移転を行います。
- 2 前項の請求があったときは、第11条(光ネット申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 3 第1項の移転にかかる工事費用は、光ネットサービス契約者に支払っていただきます。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

- **第28条** 光ネットサービス契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について当社所定の書面に記載し、光ネットサービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に係る電気通信回線の利用が当社又は前項により光ネットサービス契約者が接続を請求した当社以外の電気通信事業者の契約約

款及び料金表により制限される場合を除いて、その請求を承諾します。この場合、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証いたしません。

- 3 光ネットサービス契約者は、前2項に規定する接続について、第1項の書面に記載した 事項を変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただき ます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 光ネットサービス契約者は、第1項及び第2項に規定する接続を廃止しようとすると きは、あらかじめ書面により光ネットサービス取扱所に通知していただきます。

(相互接続点の所在場所の変更)

第29条 当社は、当社以外の電気通信事業者と締結する相互接続協定に基づき、光ネットサービスに係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

第8章 利用中止等

(利用中止)

- **第30条** 当社は、次の場合には、光ネットサービス契約者にかかる光ネットサービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 前条(相互接続点の所在場所の変更)の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (3) 第32条(通信利用の制限等)の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により光ネットサービスの利用を中止するときは、あらかじめその ことを光ネットサービス契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限 りではありません。

(利用停止)

- **第31条** 当社は、光ネットサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(その光ネットサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった光ネットサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その光ネットサービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 光ネットサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のサービス契約の料金等について、支 払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 第48条(利用に係る契約者の義務)又は第49条(契約者以外の者の利用に係る義務)の規定に違反したとき。
 - (4)当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常があ

る場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。

- (6) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって光ネットサービスに関する当 社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれが あると当社が判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により光ネットサービスの利用停止をしようとするときは、あらか じめ、その理由及び利用停止期間を光ネットサービス契約者に通知します。ただし、第1 項第3号の規定により光ネットサービスの利用停止をする場合は、この限りではありま せん。

(サービスの廃止)

- **第31条の2** 当社は、光ネットサービスの全部または一部を廃止することがあります。
- 2 前項の廃止を行う場合、当社は、光ネットサービス契約者に対し、廃止日までの充分な期間を設けた上で事前に通知いたします。

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第32条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

当社が別記5に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3 光ネットサービス契約者が、当社の光ネットサービスの提供、他の契約者の光ネットサービスの利用または当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし若しくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者回線の最大符号伝送速度など通信の利用を制限する場合があります。

第10章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第33条 当社が提供する光ネットサービスの料金等は、料金表に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

- **第34条** 光ネットサービス契約者は、光ネットサービス契約に基づいて、当社が光ネットサービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備等についてはその提供を開始した日)から起算して、光ネットサービス契約の解除があった日(付加機能又は端末設備等についてはその廃止があった日)の前日までの期間について、料金表に定める利用料金を支払っていただきます。
- 2 光ネットサービス契約者は、その契約者が利用している付加機能等により光ネットサービス契約者以外の者が行った通信に係る利用料金についても、当社に対し責任を負わなければなりません。
- 3 前項の期間において、利用の一時中断等により光ネットサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金(その光ネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。)の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、光ネットサービス契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。
- (2) 利用停止があったときは、光ネットサービス契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。
- (3)前2号のほか、光ネットサービス契約者は、次の場合を除き、光ネットサービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

支払いを要しない料金 光ネットサービス契約者の責めによらな そのことを当社が知った時刻以後の利 い理由により、光ネットサービスを全く利 用できなかった時間(24時間の倍数で ある部分に限ります。) について、24時 用できない状態(その契約に係る電気通信 設備による全ての通信に著しい支障が生 間ごとに日数を計算し、その日数に対応 じ、全く利用できない状態と同程度になる するその光ネットサービスについての 場合を含みます。以下この条において同じ 利用料金(一部が全く利用できない状態 とします。) が生じた場合、又は一部が全く の場合は、その日数に対応するその部分 利用できない状態が生じた場合に、そのこ に係る料金額。) とを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。

4 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 第3項の規定に係わらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

- **第35条** 光ネットサービス契約者は、光ネット申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にその光ネットサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、光ネットサービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第36条 光ネットサービス契約者は、光ネットサービスに係る手続きを要する請求をし、 その承諾を受けたときは、料金表に規定する事務手数料等を支払っていただきます。

(債権の譲渡)

第37条 当社は、この約款の規定により、光ネットサービス契約者が支払いを要することになった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を契約者以外の者に譲渡することがあります。

(提供事業者にかかる債権の譲受等)

- **第38条** 提携事業者と契約を締結している光ネットサービス契約者は、その契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた提携事業者の債権を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び提供事業者は、光ネットサービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2 前項の場合において、当社は譲り受けた債権を当社が提供する光ネットサービスの料金とみなして取り扱います。

(料金の計算方法等)

第39条 光ネットサービスの料金等の計算方法及び支払方法は、料金表に定めるところによります。

(割増金)

第40条 光ネットサービス契約者は、光ネットサービスの料金等の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第41条 光ネットサービス契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)につ

いて支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年10%の割合(閏年についても365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 保守

(契約者の維持責任)

第42条 光ネットサービス契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備 又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

- **第43条** 光ネットサービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線 等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなっ たときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社 に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、光ネットサービス契約者から請求があったときは、当社は、光ネットサービス取扱局において試験を行い、その結果を光ネットサービス契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、光ネットサービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、光ネットサービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- (注)本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している光ネットサービス契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第44条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第32条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの

Ī		輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
		通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
		電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
	2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
		水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
		選挙管理機関との契約に係るもの
		当社が別記5に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機
		関との契約に係るもの
		預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの
		国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除
		きます。)
	3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
ı		

(注)当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は減失した 契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容する光ネットサービス取扱局 を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

- **第45条** 当社は、光ネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光ネットサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その光ネットサービス契約者の損害を賠償します。ただし、協定事業者が当該協定事業者の契約約款等に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、光ネットサービスが全く利用できない状態にあることを 当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限りま す。以下この条において同じとします。)について、24時間ごとに日数を計算し、その 日数に対応する光ネットサービスの利用料金(料金表に規定する利用料金。なお、その光 ネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下こ の条において同じとします。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償し ます。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表に準じて取り 扱います。
- 4 当社の故意又は重大な過失により光ネットサービスの提供をしなかったときは、第1 項及び第2項の規定は適用しません。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

第46条 当社は、光ネットサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理

又は復旧の工事にあたって、光ネットサービス契約者に関する土地、建物その他の工作物 等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、そ の損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更 (以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、そ の改造等に要する費用は、負担しません。

ただし、別表に定める光ネットサービスにおける基本的な技術的事項(以下この条において「技術的事項」といいます。)の規定の変更(取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 当社は、光ネットサービス契約者が光ネットサービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます。)について何らの責任を負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。
- 4 当社は、光ネットサービス契約者が光ネットサービスに係る電気通信設備のファイル に書き込んだ情報が、掲載停止若しくは削除されたこと、又は掲載停止若しくは削除され なかったことに起因して、契約者又は契約者以外の者に損害が生じたとしても、理由のい かんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 5 当社は、光ネットサービス契約者が電子メール又はホームページ開設のために情報蓄 積装置に蓄積する情報の保存について、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いませ ん。
- 6 当社は、利用停止により光ネットサービス契約者に損害が生じても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 7 光ネットサービス契約者が光ネットサービスの利用に関連し、契約者以外の者に対して損害を与えたものとして、当該契約者以外の者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、光ネットサービス契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。
- 8 当社は、第31条の2(サービスの廃止)に定める廃止により光ネットサービス契約者 に障害が生じても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 9 当社の故意又は重大な過失に基づく場合には、第3項乃至第6項の規定は適用しません。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第47条 当社は、光ネットサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした光ネットサービス契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

- 第48条 光ネットサービス契約者は次のことを守っていただきます。
- (1) 当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取りはずし、変更、分解、若しくは破壊、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかに光ネットサービス取扱所に通知していただきます。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光ネットサービス契約 に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 光ネットサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、光ネットサービス契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を当社に無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、光ネットサービス契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
- (5) 光ネットサービス契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、光ネットサービス契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
- (6) 当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (7)他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で光ネットサービスを利用しないこと。
- (8) 別記12に定める禁止事項に抵触しないこと。
- 2 光ネットサービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者以外の者の利用に係る義務)

- **第49条** 光ネットサービス契約者は、その契約者回線等を光ネットサービス契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。
 - (1) 光ネットサービス契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
 - (2) 光ネットサービス契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その契約者 回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回 線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
 - ア 第42条 (契約者の維持責任)
 - イ 第43条(契約者の切分責任)
 - ウ 別記の7(自営端末設備の接続)
 - エ 別記の8 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
 - オ 別記の9 (自営電気通信設備の接続)
 - カ 別記の10 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(ユーザ I D及びパスワードの管理)

第50条 当社は、契約の成立に伴い光ネットサービス契約者にユーザ I D とパスワード を付与します。

- 2 光ネットサービス契約者は、ユーザ I D及びパスワードを適切に管理していただきます。
- 3 光ネットサービス契約者は、ユーザ I D及びパスワード及び本サービスを契約者以外 の者に利用させること、貸与、譲渡または売買することはできません。
- 4 ユーザ I D及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤または契約者以外の者の不正 使用に起因する損害は光ネットサービス契約者に負っていただき、当社は責任を負いま せん。
- 5 前項に該当する事実が判明した場合、光ネットサービス契約者は当社に通知してください。
- 6 光ネットサービス契約の解除に伴い、光ネットサービス契約者は当社にユーザ I Dを 返還していただきます。

(契約者回線等の設置場所の提供等)

第51条 光ネットサービス契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

(契約者の氏名等の通知)

第52条 当社は、協定事業者から請求があったときは、光ネットサービス契約者(その協定事業者と光ネットサービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(提携事業者等からの通知)

第53条 光ネットサービス契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり 必要があるときは、提携事業者又は協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適 用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(契約者に係る情報の利用)

- 第54条 当社は、光ネットサービス契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、協定事業者の契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等、協定事業者の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。
 - (注)業務の遂行上必要な範囲での利用には、光ネットサービス契約者に係る情報を当社の 業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(提携事業者等のサービスに係る料金等の回収代行)

- **第55条** 当社は、光ネットサービス者から申出があったときは、次の全ての条件を満たす場合に限り、提携事業者の契約約款等又は協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により提携事業者又は協定事業者がその契約者に請求することとしたサービスに係る料金又は工事に関する費用について、その提携事業者又は協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
 - (1) その申出をした光ネットサービス契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っておらず、又は怠るおそれがないとき。
 - (2) その光ネットサービス契約者の申出について、提携事業者又は協定事業者が承諾する

とき。

- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その光サービス契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社はその光ネットサービス契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(提携事業者等によるサービスに係る料金等の回収代行)

第56条 当社は、光ネットサービス契約者から申出があったときは、この契約約款の規定により当社がその契約者に請求することとしたサービスに係る料金等について、当社の代理人として、提携事業者又は協定事業者からの請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(法令に規定する事項)

第57条 光ネットサービスの提供又は利用にあたり、別記7から11の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注意喚起)

第58条 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいう。以下同じ。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する光ネットサービス契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(閲覧)

- **第59条** 光ネットサービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。
- 2 当社は、当社が指定する光ネットサービス取扱所において、光ネットサービスを利用する上で参考となる、別記13に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。
- 3 当社は、この約款において、当社が別に定めることとしている事項について、閲覧に供 します。

第14章 附帯サービス

(附帯サービス)

第60条 光ネットサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記17乃至22に定めるところによります。

別 記

別記

1 光ネットサービスの提供区域

光ネットサービスの提供区域は、次に掲げる市町村の区域のうち当社が別に定める区域とします。

市町村の区域

高松市、坂出市、丸亀市、綾歌郡(宇多津町)、木田郡(三木町)、仲多度郡(多度津町、まんのう町、琴平町)、東かがわ市、さぬき市、三豊市、観音寺市、松山市、伊予市、今治市、伊予郡(松前町、砥部町)、宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡(伊方町)、北宇和郡(鬼北町、松野町)、新居浜市、西条市、四国中央市、徳島市、阿南市、名西郡(石井町)、海部郡(美波町、牟岐町、海陽町)、板野郡(松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町)、吉野川市、小松島市、那賀郡(那賀町)、鳴門市、阿波市、三好市、高知市、南国市、香南市、土佐市、須崎市、宿毛市、四万十市、吾川郡(いの町)、安芸郡(奈半利町、安田町、北川村、馬路村)、高岡郡(中土佐町、日高村、越知町)、幡多郡 (大月町)、長岡郡(大豊町)

(注)当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、光ネットサービスの需要と供 給の見込み等を考慮して光ネットサービス提供区域を設定します。

2 契約者の地位の承継

- (1)相続又は法人の合併等により、光ネットサービス契約者の地位の承継があったときは、 相続人又は合併等の後存続する法人若しくは合併等により設立された法人は、これを 証明する書類を添えて、速やかに光ネットサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2)(1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 光ネットサービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに光ネットサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2)(1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

4 当社が別に定める光ネットサービス

当社は、下記の契約約款に定める光ネットサービスを当社が別に定める光ネットサービスとして扱います。

光ネットサービス契約約款

光ネットサービス (さぬき移行サービス) 契約約款 (さぬき市限定)

光ネットサービス (トクシマ移行サービス) 契約約款

光ネットサービス (ケーヴィー移行サービス) 契約約款

光ネットサービス (ピカラKCB移行サービス) 契約約款

光ネットサービス (ピカラCUE t v 移行サービス) 契約約款

光ネットサービス (ピカラUCAT移行サービス) 契約約款

光ネットサービス (ピカラICK移行サービス) 契約約款

光ネットサービス(ピカラMCB移行サービス)契約約款

光ネットサービス (ピカラKBC移行サービス) 契約約款

光ネットサービス(ピカラ石井CATV移行サービス)契約約款

光ネットサービス(ピカラ香南移行サービス)契約約款

光ネットサービス (ピカラエーアイ移行サービス) 契約約款

光ネットサービス(ピカラ八西移行サービス)契約約款

光ネットサービス (ピカラ s w a n 移行サービス) 契約約款

5 新聞社等の基準

- 1011-01-01-01-01	
区 分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議 することを目的として、あまねく発売されること。 (2)発行部数が一の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた 日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース 若しくは情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給すること を主な目的とする通信社

6 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端にある構内(これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その光ネットサービス契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が光ネットサービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、光ネットサービス契約者から提供していただきます。
- (3) 光ネットサービス契約者等は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、光ネットサービス契約者等の負担によりその設備を設置していただきます。

7 自営端末設備の接続

- (1) 光ネットサービス契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。この場合において、事業法第53条第2項(同法第104条第4項において準用する場合を含む。)、同法第58条(第104条第7項において準用する場合を含む。)又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。 ア その接続が技術基準等に適合していないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います
- (4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 光ネットサービス契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 光ネットサービス契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 光ネットサービス契約者はその契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り 外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1)当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、光ネットサービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、光ネットサービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2)(1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。
- (3)(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、光ネットサービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取り外していただきます。

9 自営電気通信設備の接続

- (1) 光ネットサービス契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。 ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて 事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2) の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 光ネットサービス契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合には、この限りではありません。

- (6) 光ネットサービス契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 光ネットサービス契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を 取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信 サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8(自営端末設備に異常 がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

11 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

12 光ネットサービスにおける禁止事項

光ネットサービス契約者は、光ネットサービスの利用にあたり、以下の行為を行わない ものとします。

- (1)他人の知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2)他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある 行為。
- (3)他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。
- (4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。
- (5) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、 又は掲載する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表 示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (7)薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品(指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品)もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為(無限連鎖講(ネズミ講)の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。)。
- (9) 光ネットサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (10) 他人になりすまして光ネットサービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。)。
- (11) 他の契約者等の個人情報を収集又は蓄積する行為。
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま 放置する行為。
- (13) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを 送信する行為。
- (15) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。

- (16) 継続的に大量のトラフィックを送受信し、当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (17) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する 行為。
- (18) 違法行為(けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書 偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する 行為。
- (19) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
- (20) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または契約者以外の者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。
- (21) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (22) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・ 侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為。
- (23) 当社の承諾を得ることなく、契約者以外の者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (24) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為。
- (25) その他、当社が不適切と判断する行為。

13 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

14 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

15 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、光ネットサービス契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

16 提携事業者

当社は、下記の事業者を提携事業者として扱います。

株式会社ケーブルメディア四国

高知ケーブルテレビ株式会社

株式会社愛媛CATV

ケーブルテレビ徳島株式会社

株式会社ひのき

株式会社ケーブルテレビあなん

徳島県南メディアネットワーク株式会社

宇和島ケーブルテレビ株式会社

中讃ケーブルビジョン株式会社

よさこいケーブルネット株式会社

三豊ケーブルテレビ放送株式会社

国府町農事放送農業協同組合

西予CATV株式会社

石井町有線放送農業協同組合

一般社団法人香南ケーブルテレビ

エーアイテレビ株式会社

一般財団法人八西CATV

日高村

奈半利町

安田町

馬路村

株式会社ケーブルネットおえ

西南地域ネットワーク株式会社

那智町

株式会社東阿波ケーブルテレビ

今治シーエーティーブィ株式会社

株式会社テレビ鳴門

阿波市

株式会社池田ケーブルネットワーク

KBN株式会社

大豊町

越知町

株式会社四国中央テレビ

17 ノートン セキュリティ オンラインの提供

当社は、光ネットサービス契約者にノートン セキュリティ オンラインを提供します。 提供条件等については、料金表に定めるところによります。

18 (削除)

19 パソコンソフト使い放題 powered by OPTiMの提供

当社は、光ネットサービス契約者から請求があったときは、料金表に定めるパソコンソフト使い放題 powered by OPTiMを提供します。この場合、光ネットサービス契約者は、料金表に定める料金の支払いを要します。提供条件等については、料金表に定めるところによります。

20 IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等

(1) 当社は、光ネットサービス契約者から請求があったときは、その光ネットサービス契約者に代わって日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」といいます。)にその契約に係るIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。)の割当て若しくは返却の申請手続きを行います。また、日本レジストリサービス等(以下「JPRS等」といいます。)にドメイン名(JPRS等によって割り当てられる組織を示す名称をいいます。以下同じとします。)の割当て、変更若しくは廃止の申請手続き等を行います。この場合、光ネットサービス契約者は、JPRS等に対して支払いを要することとなる金額について当社が代位弁済することを承諾していただきます。

(2) 当社は、(1) のドメイン名に係る申請手続きについて、次のトップレベルドメイン に関して取り扱うものとします。

.jp / .com / .net / .org / .biz / .info

- (3)(1)の場合、光ネットサービス契約者は、料金表に規定する手数料を支払っていただきます。
- (4) 光ネットサービス契約者は、その契約者回線においてドメイン名を利用している場合は、料金表に規定する独自ドメイン機能に係る料金を支払っていただきます。
- (5) 光ネットサービス契約者は、ドメイン名を利用している場合において、光ネットサービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があった時は、そのドメイン名について、速やかに指定事業者(JPRS等に対しドメイン名に係る申請手続き等の代行を行う事業者であって、JPRS等が定めるものをいいます。以下この別記20において同じとします。)の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きにかかる請求をしていただきます。
- (6)(5)の場合において、一定期間経過後もなお指定事業者の変更又はドメイン名の廃止の申請手続きに係る請求が行われなかったときは、当社は、そのドメイン名の廃止の申請手続きを行います。

21 料金請求書等の発行

当社は、光ネットサービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、その光ネットサービスに係わる料金請求書等(以下「料金請求書等」といいます。)を発行します。

22 支払い証明書等の発行

当社は、光ネットサービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、その光ネットサービスに係わる支払い証明書等(以下「支払い証明書等」といいます。)を発行します。この場合、光ネットサービス契約者は、料金表に定める発行料を支払っていただきます。

23 提供区域別付加提供条件

提供区域	付加提供条件
阿波市	契約の申込みをした者が、提供区域内において自治
	体が提供する I P告知サービスに係る引込線の工事
	体が提供するIP告知サービスに係る引込線の工事 を完了している、若しくは申込みの承諾を得ている
	者であること。

料 金 表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、光ネットサービス契約者がその光ネットサービスの品目若しくは種別等に応じて定まる月額料金(基本額および付加機能利用料(以下「定額利用料」といいます。)) を料金月(1の暦月の起算日(暦月の初日)から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。ただし、提供開始日が含まれる月の定額利用料はいただきません。
- 2 光ネットサービス契約者 (ただし、品目が 100Mb/s に限る。) の光ネットサービスの解除日若しくは付加機能の廃止日が起算日以外になる場合又は提供開始日と光ネットサービスの解除日若しくは付加機能の廃止日が同一月となった場合は、当該料金月の定額利用料はいただきます。
- 3 光ネットサービス契約者 (ただし、品目が 1Gb/s に限る。) の光ネットサービスの解除 日若しくは付加機能の廃止日が起算日以外になる場合又は暦月の初日に光ネットサービ ス又は付加機能の開始を行いその日に光ネットサービスの解除若しくは付加機能の廃止 があった場合は、当該料金月の定額利用料をその利用日数に応じて日割りします。
- 4 光ネットサービスの品目若しくは種別等が変更された場合には、起算日時点で光ネットサービス契約者に対して提供されているサービス品目若しくは種別等に応じて定まる 料金を適用して算定します。

(端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、 その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 光ネットサービス契約者は、料金表に定める料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 7 光ネットサービス契約者は、料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費 用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、光ネットサービス 契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っ ていただくことがあります。

(前受金)

9 当社は、当社が請求することとなる料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用について、光ネットサービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

10 第34条(利用料金の支払義務)から第36条(手続きに関する料金の支払義務)まで

及び第60条(附帯サービス)の規定等により、この料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込価格を表します。

(料金等の臨時減免等)

11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事費、事務手数料等及び附帯サービスに関する費用を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣の光ネットサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

また、当社は、この約款の規定にかかわらず、当社の判断により、その料金、工事費、 事務手数料等及び附帯サービスに関する費用を減免することがあります。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内 容
区分 (1)品目及び種別等	<u>内</u> 容 ア 光ネットサービスには次の品目があります。
に係る料金の適用	日本 日 内容
(CNV.O) 1 75 4 2 mg 1 1	
	100Mb/s 最大 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	1Gb/s 最大 1Gbit/s の符号伝送が可能なもの
	イ 光ネットサービスには、次表のとおり提供の形態による 種別があります
	種別内容
	プラン1 利用できる動的グローバルアドレスの
	数が1までのもの
(2)最低利用期間内に 光ネットサービス契 約の解除等があった 場合の料金の適用 (3)復旧等に伴い収容 光ネットサービス取 扱局又はその経路を 変更した場合の利用 料金の適用	ア 光ネットサービスについては、最低利用期間があります。 イ 最低利用期間は1年間とします。 ウ 光ネットサービス契約者は、前項の最低利用期間内に光ネットサービス契約を解除があった場合は、第34条(利用料金の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料金(定額利用料のうち基本額及び加算額とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を、一括して支払っていただきます。 エ 当社は、ウの規定にかかわらず、当社の判断により、その解除等に要する額を減額して適用することがあります。 当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧をするときに、一時的に収容光ネットサービス取扱局又はその経路を変更した場合の定額利用料は、その契約者回線等を変更前の収容光ネットサービス取扱局又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(4)長期契約割引申出に係る料金の適用	ア 光ネットサービス契約者から、次表に規定する期間の長期契約割引(以下、この欄において「長期契約割引」といいます。)の申出があった場合には、長期契約割引の申出を当社が承諾した料金月の翌料金月から、継続して利用する期間(以下、この欄において「長期契約割引期間」といいます。)において、料金表第1表2料金額に規定する2-1-1基本額について、次表に規定する額を減額して適用します。イ 次表における継続利用月数とは、光ネットサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算し継続して利用した期間をいいます。ただし、光ネットサービスを契約して利用していた場合は、その提供を開始した日を含む料金月から起算し継続して光ネットサービスを利用していた場合は、その提供を開始した日を含む料金月から起算し継続して光ネットサービスを利用した期間をいいます。

長期契約割引期間	種別	長期契約割引コース	期間	定額 利額 (1契等額 回と (税) (格)
(A)長期契 制出たむの日料翌か 月金月か	プラン 1	コース 1 (ステッ プコース)	①継続利 用月か 37ヶで 未満 る	600円(660円)
3 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7			② 組 別 月 3 7 6 1 3 5 5 6 1 3 7 6 7 6 7 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	800円(880円)
 翌起 2 ご間 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			③継続利 用月 6 1 ヶ 6 1 上 る る	1, 100 円 (1, 210 円)
(A)申っ含月金6後月ま(B) 長割出たむの月0のので)提 契のあを金料ら月金日 欄点	プラン1	コース 2 (MAX コース)	継続が1 月 ヶ 月 か 日 か 日 か 日 か 日 か 日 か 日 か 日 か 日 か 日 か	1, 100 円 (1, 210 円)
に規定す る期間が				

満了した		
翌日から		
起算して		
24ヶ月		
ごとの期		
間		

ウ 当社は長期契約割引期間が満了する場合は、長期契約割引期間が満了する月までに光ネットサービス契約者から更新しない旨の申し出が無い場合、長期契約割引期間が満了する月の翌料金月(以下、この欄において「更新月」といいます。)から長期契約割引期間を更新して適用します。

エ 長期契約割引期間には、光ネットサービスの利用の一時中断または利用停止があった期間を含むものとします。

オ 長期契約割引期間には、光ネットサービスの利用休止また は移転に伴って契約者回線を利用できなくなった期間は含まな いものとします。

カ 当社は、長期契約割引期間に係る契約者回線について、その光ネットサービスの解除があった場合は、長期契約割引を廃止します。

キ 当社は、長期契約割引に係る契約者回線について、アに規定するプラン以外への変更があった場合は、変更した日を含む料金月の翌料金月から、アに規定する長期契約割引に係る減額を中断します。再び、アに規定するプランに変更があった場合は、変更した日を含む料金月の翌料金月から、アに規定する長期契約割引に係る減額を適用します。但し、長期契約割引に係る減額を適用しなかった料金月は、アに規定する長期契約割引期間に含まれるものとします。

ク 光ネットサービス契約者は、長期契約割引期間の満了前に 長期契約割引の廃止があった場合には、次表の額を当社が定め る期日までに支払っていただきます。但し、当社が別に定める 場合はこの限りではありません。

長期契約割引期 間の経過月数	料金額(税込価格) [1契約者回線ごとに]			
	コース 1	コース 2		
1ヶ月目~36	30,000 円			
ケ月目	(33,000円)	50,000 円		
3 7 ヶ月目~6	20,000 円	(55,000円)		
0ヶ月目	(22,000円)			
61ヶ月以上~ (以降24ヶ月 ごと)	15,000 円 (16,500 円)			
更新月	0 円			

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 基本額

_ : = :			
料金種別		料金額 [1契約者回線等ごとに月額] (税込価格)	
プラン1に係るもの(回線終端装置の使用に係る利用料を含みます。)	プラン 1	8, 500 円 (9, 350 円)	

備考

- 1 通信の接続は同時に1つまでとしていただきます。
- 2 1の契約回線等において光ネットサービスと光電話サービスを利用する場合の料金額は、以下のとおりとします。

【100Mb/s 品目】プラン1について、基本額から 4,000 円を減額し、4,500 円(税込4,950円)とします。

【1Gb/s 品目】プラン1について、基本額から 2,500 円を減額し、6,000 円(税込 6,600円) とします。

2-1-2 付加機能利用料

区分		単位		料金額[月額] (税込価格)	
1電光ネットサービス子メー取扱局に設置されル機能る電子メール情報		基本額	(1GB/60 日間/1メールアドレス)		無料
	蓄積装置を利用して、電子メールの 蓄積、読み出し又	加算額	(1GB/60 日間/1メールアドレス)		200円 (220円)
	は転送、迷惑メールの振分け等を行う機能をいいます。		メールボッ クス容量	1 メールアドレス蓄 積容量1GB追加ごとに (追加できる容量は 4GBまで)	200円 (220円)
			メールを蓄 積できる期 間		無料
				1 メールアドレスに 蓄積できる期間 無 制限 (迷惑メールおまか せ振分け付き)	300 円 (330 円)
			迷惑メールお	まかせ振分け	200円 (220円)

備考

- ア 当社は、1の契約者回線につき15のメールアドレスを割当てます。この場合において、1のメールアドレスにおいて利用できる電子メール蓄積 装置の容量は1GBとし、電子メールを蓄積できる期間は60日間とします。
- イ 光ネットサービス契約者は、利用するメールアドレスの数、1のメール アドレスにおいて利用できる電子メール蓄積容量及び蓄積できる期間の変 更を請求することができます。
- ウ 追加できるメールアドレスの数は、最大35個までとします。
- エ 追加することにより付与される1のメールアドレスにおいて利用することができる電子メール蓄積容量は1GB、蓄積できる期間は60日間とします。
- オ 電子メール蓄積容量は、1のメールアドレスごとに 1GB 単位で 4GB まで 追加できるものとし、最大 5GB までとします。
- カ 電子メールを蓄積できる期間は、365日又は無期限に延長できるものとします。無制限の場合は、迷惑メールおまかせ振分け機能も提供するものとします。ただし、利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります
- キ 1のメールアドレスにおいて「迷惑メールおまかせ振分け」を利用することができるものとします。当社は、電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールのうち、当社が別に定めるソフトウェアを用いて迷惑メールと判断した受信電子メールをあらかじめ指定したメールフォルダへ保存する機能を「迷惑メールおまかせ振分け」とします。当社が別に定めるソフトウェアにより対応可能な受信電子メールとします。本機能は、迷惑メールの振分けとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。ただし、利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
- ク 光ネットサービス契約者は、当社指定のメールソフト、ブラウザまたは 携帯電話を利用して電子メールの送信または受信を行うことができます。
- ケ 電子メール蓄積装置に蓄えられた受信電子メールをあらかじめ転送先と して指定したメールアドレスへ転送することができます。
- コ 当社は光ネットサービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスを変更していただくことがあります。この場合、あらかじめその旨を光ネットサービス契約者に通知します。
- サ 光ネットサービス契約者が送信した電子メール (当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。) について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、その光ネットサービス契約者からの電子メールの転送を継続して行うことについて光ネットサービスの提供に重大な支障があると認められるときは、当社じゃその光ネットサービス契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。
- シ 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害(キ並びに、工及びカの 規定により現に蓄積している情報の転送の停止若しくは消去又は電子メー ルの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。)については 責任を負いません。
- ス 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところ によります。

2 ホ	光さ	ネットサービス	基	1のホームページアドレス利用	
ームペ	取抄	及局に設置され	本	につき	無料
ージ開	るオ	トームページ情	額	(50MB)	
設機能	報書	蓄積装置を利用			
	して	て、ホームペー	±п	1 十. 1 %. 3 苯苯次基 FMD 首	200 Ш
	ジに	に係る情報の蓄	加	1ホームページ蓄積容量 5MB 追	200円
	積り	スは公開等を行	算	加ごとに	(220円)
	う事	事ができる機能	額		
	をい	います。			
	備	ア 当社は、1	の契	約者回線につき1のホームページ	アドレスを割当てるも
	考	のとし、1の	ホー	-ムページアドレスに蓄積できる通	信の情報量は 50MB と
	します。				
	イ 光ネットサービス契約者は、1のホームページアドレスごとに5MB単位				
	で最大 50MB まで蓄積容量を追加することができます。				
		ウ 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその			
		他光ネットサ	t	ごス契約に関する当社の業務の遂行	亍上著しい支障がある
		ときは、現に	ホー	・ムページとして蓄積している情報	の公開を停止し、又は
		消去すること	があ	ります。	
		エ 当社は、他	人の	著作権その他の権利を侵害し、公	序良俗に反し、又は法
		令に反する態様でホームページが利用されていると認めた場合は、現にホ			
		ームページとして蓄積している情報の公開の停止を行うことがあります。			
		オ 当社は、エ	の規	定により現にホームページとして	蓄積している情報の公
		開の停止をされた光ネットサービス契約者が、なおその事実を解消しない			その事実を解消しない
	ときは、その光ネットサービス契約者に係るホームページの利用の廃止を			ページの利用の廃止を	
	行うことがあります。				

- カ エからオまでの規定により、現にホームページとして蓄積している情報 の公開の停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行う場合は、 当社はあらかじめ、その旨を光ネットサービス契約者に通知します。ただ し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- キ 当社は、光ネットサービス契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、その光ネットサービス契約者のホームページの利用の廃止を行うことがあります。この場合は、当社はあらかじめ、その旨を光ネットサービス契約者に通知します。
- ク 当社は、ホームページの利用に伴い発生する損害(ウからオまでの規定 及びキの規定により現にホームページとして蓄積している情報の公開の 停止若しくは消去又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴い発 生する損害を含みます。)については、責任を負いません。
- ケ ホームページの利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

3 ウスチェック機能	ス を経由する電子メールに対して、コン 本 無 ツ ピュータウイルス (通信やコンピュー 額	料
	備 ア 当社は、本機能に係るメールアドレスに送受信されたでれるコンピュータウイルス(以下「ウイルス」といいます。社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及で行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、ウェ駆除又は削除の実施時における、当社が別に定めるウイイル(コンピュータウイルスを検知するため、各々のウターンとしてまとめたもの)により対応可能なウイルスで本機能は、ウイルスチェックとして完全な機能を果たものではありません。 ウ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責工当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場で適用しません。 オ 本機能において、その他提供条件については当社が別によります。	で。)について、当 び駆除又は削除を イルスの検知及び ルスパターや徴を イルスパタを イルスの特 とします。 すことを 保証する 任を 負いません。 合は、 ウの規定は
4 ー ン 閲 覧 機 能	プラスト	200 円 (220 円)
(2013年5月1日本新付上)	考	果たすことを保証 ジタルアーツ株式 ンス契約(利用規 責任を負いませ 合は、エの規定は
5 固 定 グ ル ア ド レ ス 利 用	国 IPアドレスを固定的に利用する機能 IPアドレスの数について1個を超えて利用することができな	4, 000 円 (4, 400 円)

機能	I Pアドレスの 数について8個 を超えて利用す ることができな	12,500 円 (13,750 円)
	いもの	

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容			
(1)工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置			
	工事費、配線工事費を合き			
(2)新規・変更に係る		ついては、次の区分があります。		
工事費の区分	工事の区分	適用		
	アー交換機等工事費	光ネットワークサービス取扱局の		
		交換設備又は主配線盤における工		
		事について適用します。		
	イ 回線終端装置工事	回線終端装置の工事について適用		
	費	します。		
	ウ 配線工事費	引込線の設置の工事について適用		
		します。		
(3)解除に係る工事費	アの解除に係る工事につい	いては、次の区分があります。		
の区分	工事の区分	適用		
	(ア)屋内残置工事費	引込線を屋内に残置したまま、回		
		線終端装置等を撤去する工事につ		
		いて適用します。		
	(イ) 軒先残置工事費	引込線を軒先等に残置し、回線終		
		端装置等を撤去する工事について		
		適用します。		
	(ウ)引込線全撤去工	引込線および回線終端装置等を撤		
	事費	去する工事について適用します。		
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	でも、当社設備の保守又は工事上や		
	, , , ,	り当社が引込線を撤去する場合があ		
(,) to () to () to () to () o	ります。			
(4)契約者回線等の移	契約者回線等の移転に係る工事費は、解除に係る工事費及び移			
転に係る工事費の適		費を適用します。ただし、交換機等工 となっいでは選出しません。		
用		貴については適用しません。		
(5)工事費の減額適用		上・変更に係る工事費の区分、(3)解		
		見定にかかわらず、工事の態様等を勘		
	案して、その工事費の額を	と減額して適用することがあります。		

2 工事費の額

	ту ца		
工事の種類		単位	工事費の額
			(税込価格)
新規・変更に	交換機等工事費	1の工事ごと	1,000円
係る工事			(1, 100 円)
	回線終端装置工事費	1の工事ごと	7, 000 円
			(7,700円)
	配線工事費	1の工事ごと	15, 000 円
			(16, 500 円)
解除に係る	屋内残置工事費	1の工事ごと	0 円
工事			(0円)
	軒先残置工事費	1の工事ごと	5,000円
			(5,500円)
	引込線全撤去工事費	1の工事ごと	10, 000 円
			(11,000円)

備老

上記工事に伴い、特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。

- 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事など特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。
- 2 同一建物内における屋内配線および回線終端装置の移設に係る工事費については、実費を支払っていただきます。
- 3 第8条に定める回線終端装置の設置位置と異なる場所に設置することを光ネットサービス契約者が希望される場合には、その工事に要した費用を支払っていただくことがあります。

第3表 事務手数料等

1 適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

丁州でに因りる竹玉の週内につい.	(13,)(1) (2) (3)		
区 分	内容		
(1)事務手数料等に係る料金 の適用	ア 光ネットサービス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに契約事務手数料を適用します。 イ 光ネットサービス契約者からの請求により、付加機能の内容の開始、変更又は廃止を行う場合は、光ネットサービス契約者は2(料金額)に規定する手数料の支払いを要します。		
(2)事務手数料等の適用除外 又は減額等	ア 当社は、2 (料金額)の規定にかかわらず、事務処理 の態様等を勘案して、別に定めるところにより、手続き に関する料金の適用を除外し、又は、その額を減額して 適用することがあります。		

2 料金額

(1) 契約事務手続きに係るもの

	1				
種別	単位	料金額			
		(税込価格)			
契約事務手数料	1契約ごとに	2,000円			
		(2, 200円)			
備考					
VIII V					
当社の判断により、契約事務に係る手数料をいただかない場合があります。					

(2) 付加機能に係るもの

ア 電子メール機能に係るもの

種別	単位	料金額
		(税込価格)
(削除)	(削除)	(削除)

イ 固定グローバルアドレス利用機能に係るもの

種別	単 位	料金額
		(税込価格)
IPアドレス申請手数料	1契約ごとに	1のグローバルアドレス利用につき
		無料
		8のグローバルアドレス利用につき
		1,000円
		(1, 100 円)

第4表 附帯サービスに関する料金

第 1 ノートン セキュリティ オンライン利用料

	種類		料金額 [月額] (税込価格)
ノートン セキュリ ティ オンライ ン	株式会社ノートンライフロックが提供する「ノートン セキュリティ オンライン デラックス」の5台版ユーザライセンス を、当社を通じて販売するサービスをいいます。	ンス	
	#	イセンスを提供 式会社ノートン ドの発行申請が り、当社所定の に事務手数料 発行申請日より 発行申請日より 発行申請日より 発行申請とあた。 伴い発生する担 社ノートンラン を与えた場合	します。 レライフロックとお客さま が必要となります。 の方法以外でお客さまがそ (K)として1,100円(税 の2年後の同月末までに使っては、再度発行申請が必 員害については、一切責任 イフロックの使用許諾契約 も含みます。

第2 (削除)

第3 パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用料

	種類	単位	料金額 [月額] (税込価格)
パソコンソ フト使い放 題 powered by	株式会社オプティムが提供する「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM」のユーザライセンスを、当社を通じて販売するサービスをいいます。	1の使い放題 コードごと	600 円 (660 円)
OPTiM (当社の販売名:ピカラでソフト 使い放題)	備 ア 光ネットサービス契約者は、パソ 用を請求することができます。 イ 1の契約者回線につき、最大5のPTiMサービス契約を締結できまず ウ 日本国内のみでご利用いただけ、エ その他提供条件については、株式 ソコンソフト使い放題 powered b オ 提供開始日は、当社がパソコン・用するための使い放題コードを発 遅い日とします。カ オに定める提供開始日が、初期	のパソコンソフ す。 ます。 ご会社オプティ y OPTiM 利用規 ソフト使い放是 行した日、又に	フト使い放題 powered by ムとお客さまとの契約「パ 見約」に準じます。 夏 powered by OPTiM を利 は初期提供開始日のうち、

暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。 キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切責任 を負いません。お客さまが「パソコンソフト使い放題 powered by OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含みます。 ク 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、キの規定は

第4 申請手数料

No. IND 1 NV.II		
区 分	単位	料金額
		(税込価格)
申請手数料	1ドメイン名の	1,000円
	申請ごとに	(1, 100 円)

⁽注) 上記の手数料のほか、JPRS等への手数料(実費) が必要です。

適用しません。

第5 ドメイン名維持管理料

区分	単位	料金額(月額)
		(税込価格)
ドメイン名維持管理料	1 ドメイン名	500 円
	ごとに	(550円)

第6 発行料

区分	単位	料金額
		(税込価格)
料金請求書等発行料	1 料金請求書等の	無料
	発行ごとに	
支払い証明書等発行料	1支払い証明書等	300 円
	の発行ごとに	(330円)
ttt. La		•

備考

- (ア) 当社は、料金請求書等を1の光ネットサービス契約ごとに発行します。
- (イ) 当社は、支払い証明書等を1の光ネットサービス契約ごとに発行します。

別 表

別表 光ネットサービスにおける基本的な技術的事項 光ネットサービス

品目	インタフェース条件
100Mb/s	IEEE802.3 準拠 100BASE-TX 又は 10BASE-T (ISO 8877 準拠 RJ-45 8ピンモジュラーコネクタ)
1Gb/s	IEEE802.3 準拠 1000BASE-T、100BASE-TX 又は 10BASE-T (ISO 8877 準拠 RJ-45 8ピンモジュラーコネクタ)

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2006年10月18日から実施します。

(特例措置)

- 2 2006年10月18日から2007年1月31日までの間に光ネットサービス契約 の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次 の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
 - (3) 固定グローバルアドレス利用機能に係る事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2007年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2007年5月7日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2007年5月7日から2007年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みをし、かつ光ネットサービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費を松山市に限り0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料を松山市に限り0円とします。
 - (3) 固定グローバルアドレス利用機能に係る事務手数料を松山市に限り0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2007年5月10日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

1 この約款は、2007年7月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2007年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2008年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2008年8月11日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2009年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2009年2月1日から2009年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2009年6月19日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年6月19日から2009年7月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次 の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2009年8月3日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年8月3日から2009年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2009年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2009年10月1日から2009年11月30日までの間に光ネットサービス契約 の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には 次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6 ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2009年12月1日から実施します。

- 2 2009年12月1日から2010年1月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次 の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2010年1月4日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年1月4日から2010年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2010年2月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年2月1日から2010年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2010年4月1日から実施します。

- 2 2010年4月1日から2010年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2010年6月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年6月1日から2010年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2010年8月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年8月1日から2010年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2010年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年10月1日から2010年11月30日までの間に光ネットサービス契約 の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には 次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2010年10月15日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年10月15日から2010年11月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2010年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2010年12月1日から2011年1月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次 の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(整理品目に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に 準ずるものとします。
- 5 前項に規定する付加機能に関する提供条件は、次のとおりです。

第1表 料金

- 第1 利用料金
 - 2 料金額
 - 2-1 定額利用料
 - 2-1-2 付加機能利用料

サーバー	光ネットサービス契約者が所有する ドメイン名を、光ネットサービス取扱 局に設置された情報蓄積装置にあら かじめ登録することにより、利用に係 る電子メール機能、ホームページ機能 等を、そのドメイン名により利用する ことができる機能をいいます。		当社が別に定める 額
------	--	--	---------------

備	ア 当社は、当社が別に定める額及びおてがるサーバー機能の提供条
考	件等をおてがるサーバーサービス利用規約に定めるところによりま
	す。

第3表 事務手数料等

- 2 料金額
 - (2) 付加機能に係るもの

おてがるサーバー(独自ドメイン)機能に係るもの

種別	単位	料金額 (税込価格)
_	_	当社が別に定める額

附則

(実施期日)

1 この約款は、2011年1月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2011年1月1日から2011年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(特例措置)

- 4 東かがわ市に限り、2011年1月1日から2011年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2011年2月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2011年2月1日から2011年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2011年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2011年4月1日から2011年5月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2011年6月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2011年6月1日から2011年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2011年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2011年7月1日から2011年7月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2011年8月1日から実施します。

(特例措置)

2 2011年8月1日から2011年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申

込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の 特例措置を実施します。

- (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
- (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2011年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2011年10月1日から2011年11月30日までの間に光ネットサービス契約 の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には 次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2011年12月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2011年12月1日から2012年1月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次 の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2012年2月1日から実施します。

- 2 2012年2月1日から2012年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

(1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2012年4月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2012年4月1日から2012年6月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2012年7月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2012年7月1日から2012年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2012年8月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2012年7月1日から2012年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2012年10月1日から実施します。

(特例措置)

- 2 2012年10月1日から2013年3月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次 の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 3 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2012年11月1日から実施します。 土佐市については2012年12月1日から提供し、さぬき市については2013年 6月1日から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2012年10月1日から2013年3月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次 の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2013年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2013年4月1日から2013年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(実施期日)

- 1 この約款は、2013年5月1日から実施します。
- 2 料金表 2-1-2 付加機能利用料 4 ホームページ閲覧規制機能については、 201 3 年 5 月 1 日をもって新たに契約の申込み受付を停止します。

(経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。
- 4 料金表 2-1-2 付加機能利用料 4ホームページ閲覧規制機能について、2013年5月1日までに契約の申込みを受け付け、料金表 2-1-2 付加機能利用料 4ホームページ閲覧規制機能を提供開始したものについては、2013年5月1日から2013年6月30日までの間、次のとおり扱います。

	0 0 1 0 0 2 C 0 H C				
4 ホー	光さ	ネットサービス契約者		基本IDにつ	
ムページ	がオ	トームページの閲覧を	基	き	300 円
閲覧規制	する	る場合に、当社が別に定	本		(315 円*)
機能	める	るところにより指定し	額		
	たカ	トームページの閲覧を	加	追加 I Dごと	300 円
	規制	削する機能をいいます。	算	に	(315 円*)
			額		
	備	ア本サービスは、基	本IL)につき最大9台	7、1追加IDにつき1台のコ
	考	ンピュータで利用で	きます	ナ。	
		イ 本機能は、ホームイ	ページ	閲覧規制として	完全な機能を果たすことを保
		証するものではあり	ません	$ u_{o}$	
		ウ 本サービスにおい	て、そ	の他提供条件に	こついては、デジタルアーツ株
		式会社と光ネットサ	ービン	ス契約者とのエン	/ドユーザライセンス契約(利
		用規約)に準じます	0		
		エ 当社は、本機能の	利用に	半い発生する損]害については、責任を負いま
		せん。			
		オ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、エの規定			
		は適用しません。			
		カ 本機能において、	その他	提供条件につい	ては当社が別に定めるところ
		によります。			
		※債務確定時点の消費	税率は	こよります。	

(特例措置)

- 3 2013年4月1日から2013年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2013年5月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2013年4月1日から2013年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附 則

(実施期日)

- 1 料金表 2-1-2 付加機能利用料 4ホームページ閲覧規制機能について、2013年7月1日より適用します。
- 2 1を適用する光ネットサービス契約者は、料金表 2-1-2 付加機能利用料 4ホームページ閲覧規制機能について 2 0 1 3 年 5 月 1 日までに契約の申込みを受け付け、料金表 2-1-2 付加機能利用料 4ホームページ閲覧規制機能を提供開始した契約者のうち、当社が指定する方法で適用する契約の申込みをし、かつ当社が受け付けたものにのみ適用します。

附 則

(実施期日)

1 この約款は、2013年9月10日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

2 海外ローミング機能については、2013年9月10日より新規申込受付を停止し、同日をもって提供を終了するものとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2013年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2013年10月1日から2014年3月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービスに係る契約申込を同時に行った光ネットサービス契約者には次 の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。

- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2013年11月15日から適用します。 長期契約割引については2013年12月1日から適用します。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2014年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2014年4月1日から2014年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申 込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2014年6月12日から適用します。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2014年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2014年7月1日から2014年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2014年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2014年8月1日から2014年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2014年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2014年10月1日から2015年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6 ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2014年11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2015年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2015年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2015年4月1日から2015年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
 - (1) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6 ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(実施期日)

1 この改正約款は、2015年4月30日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

- 2 料金表 2-1-2 付加機能利用料 9 グループコミュニケーション機能については、 2015 年 4 月 30 日をもって新規申込受付を停止し、同日をもって提供を終了するもの とします。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 前項に規定する付加機能に関する提供条件は、次のとおりです。

料金表

第1表 料金

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-2 付加機能利用料

9 グル ープコミ ュニケー	光ネットサービス取扱局 に設置される情報蓄積装 置を利用して、光ネット	基本額	1 オーナー I D 4 メンバー I D 蓄積容量 50MB	無料
ション機 能	サービス契約者と同契約 者が指定したユーザ間で 情報の蓄積、閲覧ができ	-1 -11	1オーナーID 追加ごとに	200 円 (216 円*)
	る機能をいいます。	加算額	10メンバー I D追加ごとに	100 円 (108 円*)
			蓄積容量 50MB 追加ごとに	200 円 (216 円*)

1)	前
=	K

- ア 光ネットサービス契約者は、オーナー I Dを最大 5 個まで登録する ことができます。
- イ 1のオーナー I Dで蓄積できる通信の情報量は、基本で 50MB とし、 最大 500MB まで蓄積容量を追加できるものとします。
- ウ 1のオーナー I Dで、1のグループを登録することができます。
- エ 1のグループに登録できるメンバーIDは、基本で4とし、最大5 4までメンバーを登録することができます。
- オ 当社は、他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又 は法令に違反する態様で本機能が利用されていると認めた場合は、本 機能の停止を行うことがあります。
- カ 本機能におけるその他提供条件については、別途定める利用規約に 準じます。
- ※債務確定時点の消費税率によります。

(実施期日)

1 この約款は、2015年7月1日から実施します。 東温市での光電話サービスの提供開始は2015年10月1日以降とします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2015年7月1日から2015年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月 未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2015年7月15日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

- 3 2015年7月15日から2015年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1)過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月 未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

(実施期日)

1 この約款は、2015年8月1日から実施します。 鳴門市については2015年10月1日以降から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2015年8月1日から2015年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (1) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2015年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2015年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2015年10月1日から2016年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (2) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2016年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2016年4月1日から2016年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (3) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2016年8月1日から実施します。 阿波市については、2017年4月1日から提供します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2016年8月1日から2016年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。
- (4) 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2016年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2016年10月1日から2017年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6 ヶ月未満 の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2017年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2017年4月1日から2017年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 2の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6 ヶ月未満 の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2017年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2017年10月1日から2018年3月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、20180年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2018年3月1日から2018年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6 ヶ月未満 の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2018年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2018年4月1日から2018年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申 込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2018年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2018年10月1日から2019年3月31日までの間に光ネットサービス契約の 申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2019年2月1日から実施します。

(整理品目に関する経過措置)

2 料金表 2-1-2 付加機能利用料 8 ブログ機能については、2019 年 2 月 1 日をもって新規申込受付を停止し、2019 年 8 月 30 日をもって提供を終了するものとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2019年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 2019年4月1日から2019年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申 込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。

- (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
- (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満 の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2019年8月31日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。
- 4 前項に規定する付加機能の整理品目とその提供条件は、次のとおりです。

13.3 200 -79	- L/- /	@11/4F/MIL 2 TT-THE H	こしの庭伝木田は、以	7 2 4 7 7 7 0
8 ブロ	光ネ	ットサービス取扱局	ベーシック	無料
グ機能	に設	置されるホームペー		
	ジ情	報蓄積装置等を利用		
	して	、日記型ホームペー	プラス	450 円
	ジに	係る情報の蓄積又は		(486 円*)
	公開	等が容易に行うこと		
	がで	きる機能をいいま	プロ	950 円
	す。			(1,026円*)
	備	ア 本機能において	登録することができる [、]	サービスは、ベーシック、プ
	考	ラス、プロの何れフ	か、1に限ります。	
		イ 本機能登録月の利	利用料金は、無料とな	ります。
		ウ 本付加機能の廃止登録後2ヶ月間は、新たに登録いただけません。		
				ービスから他のサービスへ
				· ·
		変更することができます。その場合における当月の料金は、最も高い サービスの料金を適用します。		
		す		
		に準じます。 ※債務確定時点の消費税率によります。		
		※	質柷学によります。	

附則

(実施期日)

1 この約款は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

3 料金表 第4表 附帯サービスに関する料金 第1 マカフィーセキュリティサービス利

用料のうちマカフィー・パレンタルコントロールについては、2019年10月1日をもって 新規申込受付を停止し、2019年12月2日をもって提供を終了するものとします。

(特例措置)

- 4 2019年10月1日から2020年3月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 5 4の特例措置は、以下の場合は適用されません。 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2019年11月15日から実施します。ただし、伊予郡砥部町エリアへの法人向け光ネットサービスの提供開始は、2020年1月1日以降とします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2019年11月15日から2020年3月31日までの間に光ネットサービス契約 の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2019年12月2日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に 準ずるものとします。
- 4 前項に規定する付加機能の整理品目とその提供条件は、次のとおりです。

	+	
区 分	単位	料金額 [月額]
		(税込価格)

マカフィ	マス	フフィー株式会社が提	1 I D	マカフィー・パレンタルコントロール
ーセキュ	供するセキュリティソフ		ごと	250 円
リティサ	トウェアのエンドユーザ			(275 円 [※])
ービス	ライセンス契約を、当社を			
	通じて販売するサービス			
	をいいます。			
	備 ア 当社は、1のPC		につき、1	のサービスを提供します。ただし、IDの申込の際
	考	には、1の電子メール	ルアドレス	くくだけが機能として提供する2-1-3の1 電子メ
		ール機能により提供	されるメー	-ルアドレスであり、かつ重複しないものに限る)に
	つき1のIDを提供しま			
		イ 本サービスにおい	て、その他	1提供条件については、マカフィー株式会社と光ネッ
	トサービス契約者との McAfe			使用許諾契約に準じます。

ウ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。 エ 当社の故意又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規定は適用しま

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2020年2月1日から実施します。

せん。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

※債務確定時点の消費税率によります。

(整理品目に関する経過措置)

3 有料ダイヤルアップIP接続機能については2020年1月31日をもって新規申込受付を停止し、標準ダイヤルアップIP接続機能、有料ダイヤルアップIP接続機能について、2020年7月31日をもって提供を終了するものとします。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2020年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2020年4月1日から2020年9月30日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行った光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。
 - (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
 - (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満 の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネット申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2020年5月11日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この約款は、2020年8月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した付加機能に関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する付加機能に関する提供条件に準ずるものとします。
- 4 前項に規定する付加機能の整理品目とその提供条件は、次のとおりです。

料金表

第1表 料金

第1 利用料金

- 2 料金額
- 2-1 定額利用料
- 2-1-2 付加機能利用料

5 標	本邦	内においてダイヤルアップ回線に					
準ダイ	電話	回線、ISDN回線等を使用して、	_	無料			
ヤルア	イン	ターネットプロトコルによる通信					
ップ I	が利	用できる機能をいいます。					
P接続	備	ア 標準ダイヤルアップIP接続	機能において利用で	けることができる接続			
機能	考	IDの数は、1に限ります。					
		イ 光ネットサービス契約者は、	ダイヤルアップ回線	象から当社が別に定め			
		る通信方式により、当社が別に定	どめるダイヤルアップ	プアクセスポイントに			
		接続して通信を行うことができます。					
		ウ 本機能は、本邦内の当社が別途指定するダイヤルアップアクセスポイン					
		ト (アナログ/ISDN 対応) およびPIAFS対応ダイヤルアップアクセ					
		スポイントにおいてダイヤルアップIP接続機能を提供します。					
		エ 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、ダイヤ					
		ルアップアクセスポイント番号を変更することがあります。					
		オ 当社は、ダイヤルアップ回線の通信の品質を保証いたしません。					
		カ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところに					
	よります。						
6 有	本邦	内においてダイヤルアップ回線に					
料ダイ	電記	話回線、ISDN回線等を使用し	1 接続 I D追加	1,000円			
ヤルア	て、インターネットプロトコルによる ごとに (1,100円)						
ップ I	通信が利用できる機能をいいます。						

P接続	備
機能	考

- ア 当社は、光ネットサービス契約者からの請求に基づき、当社が別に定める数の範囲内において、接続 I Dの割当てを行います。
- イ 光ネットサービス契約者は、ダイヤルアップ回線から当社が別に定める通信方式により、当社が別に定めるダイヤルアップアクセスポイントに接続して通信を行うことができます。
- ウ 当社は、技術上又は業務遂行上やむを得ない理由がある場合は、ダイヤルアップアクセスポイント番号を変更することがあります。
- エ 当社は、ダイヤルアップ回線の通信の品質を保証いたしません。
- オ 本機能において、その他提供条件については当社が別に定めるところに よります。

第3表 事務手数料等

2 料金額

(2)付加機能に係るもの

イ 有料ダイヤルアップ I P接続機能に係るもの

区分	単位	料金額 (税込価格)
有料ダイヤルアップ I P接続 機能開始手数料	1接続IDごとに	1, 000 円 (1, 100 円)

附則

(実施期日)

1 この約款は、2020年8月4日から実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正約款実施の際現に、当社がコンテンツサービス利用規約の規定により締結しているコンテンツサービスについては、この改正約款実施の日において、それぞれこの改正約款の規定による改正後の規定により締結した附帯サービスに移行したものとします。
- 3 この改正約款実施前に、コンテンツサービス利用規約の規定により行った手続きその 他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この改正約款中にこれに相当する規定が あるときは、この改正約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 4 この改正約款実施の際現に、コンテンツサービス利用規約の規定により提供している コンテンツサービスは、この附則に規定する場合のほか、この改正約款中にこれに相当 する規定があるときは、この改正約款の規定に基づいて提供しているものとします。

(特例措置)

5 当社は、2020年8月4日から2020年9月30日までの間に、「ノートン セキュリティ オンライン」のPINコードの発行申請にあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその発行を受けた場合、事務手数料(K)1,100円(税抜1,000円)を0円とします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2020年9月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった

電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

3 「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM (当社の販売名:ピカラでお仕事ソフト使い放題)」については2020年9月30日をもって新規申込受付を停止し、2020年11月30日をもって提供を終了するものとします。

(特例措置)

- 4 2020年10月1日から2021年3月31日までの間に、光ネットサービス契約の申込みと光電話サービス(ビジネス光電話サービス契約約款に基づくもの)に係る契約の申込みを行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
- (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 5 4の特例措置は、以下の場合は適用されません。 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未 満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネットサービスの申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2020年11月1日から実施します。ただし、別記1の越知町における光ネットサービスの提供開始は、2021年4月1日以降とします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2020年11月30日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった 電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した附帯サービスに関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する附帯サービスに関する提供条件に準ずるものとします。
- 4 前項に規定する附帯サービスに関する提供条件は、次のとおりです。

別記20 ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiMの提供

当社は、ピカラ光ねっと契約者から請求があったときは、料金表に定めるビジネスソフト 使い放題 powered by OPTiM を提供します。この場合、ピカラ光ねっと契約者は、料金表に 定める料金の支払いを要します。提供条件等については、料金表に定めるところによります。

第4 ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM利用料

	種類	単位	料金額 [月額] (税込価格)
ビジネスソ フト使い放 題	株式会社オプティムが提供する「ビジネス ソフト使い放題 powered by OPTiM」のユ ーザライセンスを、当社を通じて販売する		980 円 (1, 078 円)

powered by	サービスをいいます。
OPTiM	
	(2020 年 9 月 30 日をもって新規受付を停止、
(当社の販	2020 年 11 月 30 日をもって提供を終了)
売名:ピカ	
ラでお仕事	備 ア お仕事ピカラ光ねっと契約者は、ビジネスソフト使い放題 powered by
ソフト使い	考 OPTiMの利用を請求することができます。
放題)	イ 1のお仕事ピカラ光ねっと契約につき、最大10のビジネスソフト使
,,,,,	い放題 powered by OPTiM サービス契約を締結できます。
	ウ 日本国内のみでご利用いただけます。
	エ その他提供条件については、株式会社オプティムとお客さまとの契約
	「ビジネスソフト使い放題 powered by OPTiM利用規約」に準じます。
	オ 提供開始日は、当社がビジネスパソコンソフト使い放題 powered by
	OPTiM を利用するための使い放題コードを発行した日、又は初期提供
	開始日のうち、遅い日とします。
	カーオに定める提供開始日が、初期提供開始日となる場合は、提供開始日
	が暦月の初日か否かに関わらず、当該暦月の利用料はいただきません。
	キ 当社は、このサービスの利用に伴い発生する損害については、一切
	責任を負いません。お客さまが「ビジネスソフト使い放題 powered by
	OPTiM 利用規約」に反したことにより第三者に損害を与えた場合も含
	みます。
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	は適用しません。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2021年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 改正日2020年11月1日の附則第1項の、越知町における光ネットサービスの提供開始について、「2021年4月1日以降」を「2021年3月1日以降」に改めます。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2021年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

3 2021年4月1日から2021年9月30日までの間に、光ネットサービス契約の

申込みと光電話サービス (ビジネス光電話サービス契約約款に基づくもの) に係る契約の 申込みを行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した契約者には次 の特例措置を実施します。

- (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
- (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネットサービスの申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2021年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2021年10月1日から2022年3月31日までの間に、光ネットサービス契約 の申込みと光電話サービス(ビジネス光電話サービス契約約款に基づくもの)に係る契約 の申込みを行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した契約者には 次の特例措置を実施します。
- (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
- (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネットサービスの申込みを行った場合。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2021年11月25日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2022年4月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正約款実施の際現に、当社がSTインターネットアクセス (STIA) 契約約款 (以下「旧約款」といいます。)の規定により締結している光ネットサービス契約については、この改正約款実施の日において、この改正約款の規定による改正後の当該契約約款の規定により締結した光ネットサービス契約に移行したものとします。
- 3 この改正約款実施前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則 に規定する場合のほか、この改正約款中にこれに相当する規定があるときは、この改正 約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

4 この改正約款実施の際現に、旧約款の規定により提供しているサービス等は、この附則 に規定する場合のほか、この改正約款中にこれに相当する規定があるときは、この改正約 款の規定に基づいて提供しているものとします。

(整理品目に関する経過措置)

5 料金表 第4表附帯サービスに関する料金 第2マカフィーセキュリティサービス利用料における、マカフィーセキュリティサービスについては、2022年4月1日をもって新規申込受付を停止し、マカフィー・アンチスパムに限り2022年4月18日をもって提供を終了するものとします。

(特例措置)

- 6 2022年4月1日から2022年9月30日までの間に、光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービス(ビジネス光電話サービス契約約款に基づくもの)に係る契約の 申込みを行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した契約者には次 の特例措置を実施します。
- (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
- (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 7 6 の特例措置は、以下の場合は適用されません。 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から 6 ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネットサービスの申込みを行った場合。
- 8 2022年4月1日から2022年9月30日までの間に、光ネットサービス契約者 が100Mb/s 品目から1Gb/s 品目への変更の請求を行い、かつ1Gb/s 品目への切替工事が 完了した場合には次の特例措置を実施します。
- (1) 品目変更に伴う契約事務手数料及び交換機等工事費については0円とします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2022年4月18日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目)

3 料金表 第4表附帯サービスに関する料金 第2マカフィーセキュリティサービス利用料 における、マカフィーセキュリティサービスについては、マカフィー・アンチスパムに限り 2022年4月18日をもって提供を終了するものとします。

料金表

第4表 附帯サービスに関する料金

第2 マカフィーセキュリティサービス利用料

区分	単位	料金額 [月額]
		(税込価格)

マカフィー	マカフィー株	1 I D	マカフィー・アンチスパム	
セキュリテ	式会社が提供	ごと	250円	
ィサービス	するセキュリ		(275 円)	
	ティソフトウ			
	ェアのエンド			
(2022年4月	ユーザライセ			
	ンス契約を、			
1 日をもって	当社を通じて			
新規受付を	– –			
停止、マカフ	販売するサー			
ィー・アンチ	ビスをいいま			
スパムに限	す。			
	備考プン当	社は、10	OPCにつき、1のサービスを提供します。ただし、I	
り 2022 年 4	DØ	申込の際に	こは、1の電子メールアドレス(付加機能として提供す	
月 18 日をも			の1 電子メール機能により提供されるメールアドレ	
って提供を	_		_ : - : - : - : - : - : - : - : - : - :	
終了)			重複しないものに限る)につき1のIDを提供します。	
W 2 1)			こおいて、その他提供条件については、マカフィー株式	
	会社	と光ネッ	トサービス契約者とのMcAfee 使用許諾契約に準じます。	
	ウ 当	社は、本も	トービスの利用に伴い発生する損害については、責任を	
	負い	負いません。		
			スは重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規	
	正は	適用しませ	$\frac{1}{2}N_{\circ}$	

(実施期日)

1 この改正約款は、2022年8月1日から実施します。ただし、別記1の新居浜市、西条市における光ネットサービスの提供開始は、2022年11月1日以降とします。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2022年9月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目)

3 料金表 第4表附帯サービスに関する料金 第2マカフィーセキュリティサービス利用料における、マカフィーセキュリティサービスについては、2023年1月31日をもって提供を終了するものとします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2022年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなか

った電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2022年10月1日から2023年3月31日までの間に、光ネットサービス契約の申込みと光電話サービス(ビジネス光電話サービス契約約款に基づくもの)に係る契約の申込みを行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した契約者には次の特例措置を実施します。
- (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
- (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。

過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネットサービスの申込みを行った場合。

- 5 2022年10月1日から2023年3月31日までの間に、光ネットサービス契約者が100Mb/s品目から1Gb/s品目への変更の請求を行い、かつ1Gb/s品目への切替工事が完了した場合には次の特例措置を実施します。
- (1) 品目変更に伴う契約事務手数料及び交換機等工事費については0円とします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2023年1月1日から実施します。ただし、別記1の伊予市における 光ネットサービスの提供開始は、2023年9月1日以降とします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、2023年2月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(整理品目に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が締結した附帯サービスに関する提供条件は、次項に掲げるもののほか、改正規定に規定する附帯サービスに関する提供条件に準ずるものとします。
- 4 前項に規定する附帯サービスに関する提供条件は、次のとおりです。

別記 18 マカフィーセキュリティサービスの提供

当社は、光ネットサービス契約者から請求があったときは、当社が別に定める方法により、 その光ネットサービスに係わるマカフィーセキュリティサービスを提供します。この場合、 光ネットサービス契約者は、料金表に定める料金を支払っていただきます。

料金表

第4表 附帯サービスに関する料金

第2 マカフィーセキュリティサービス利用料

区	分	単位	料金額 [月額]	
			(税込価格)	
マカフィー	マカフィー株	1 I D	マカフィー・ウイルススキャン、	
セキュリテ	式会社が提供	ごと	マカフィー・パーソナルファイアウォールプラス	
ィサービス	するセキュリ		各 250 円	
	ティソフトウ		(各 275 円)	
	ェアのエンド		マカフィー・セキュリティスイート	
(2022年4月	ユーザライセ		(上記2つのセット)	
1 日をもって	ンス契約を、		500 円	
新規受付を	当社を通じて		(550円)	
停止)	販売するサー		(3.2.2.1.0)	
(2023年1月	ビスをいいま			
31 日をもっ	す。			
て提供を終			PPCにつき、1のサービスを提供します。ただし、I	
了)			こは、1の電子メールアドレス(付加機能として提供す	
1,	_		の1 電子メール機能により提供されるメールアドレ	
		スであり、かつ重複しないものに限る)につき1のIDを提供します。		
		イ本サービスにおいて、その他提供条件については、マカフィー株式		
		会社と光ネットサービス契約者とのMcAfee使用許諾契約に準じます。		
		ウ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を		
	- ' '	負いません。		
			又は重大な過失により生じた損害である場合は、ウの規	
	定は	適用しませ	ざん。	

- 5 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により当社が提供する料金表 第3表事務手数 料等 2料金額 (2)付加機能に係るもの ア電子メール機能に係るものにおける、受信 電子メール転送設定は、提供を終了するものとします。
- 6 前項に規定するサービスに関する提供条件は、次のとおりです。

料金表

第3表 事務手数料等

2 料金額

(2) 付加機能に係るもの

ア 電子メール機能に係るもの

種別	単 位	料金額
		(税込価格)
受信電子メール転送設定手数	1メールアドレス	300 円
料	ごとに	(330円)
		(ただし、お客さま自身が設定され
		る場合は無料とします。)

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2023年3月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2023年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(特例措置)

- 3 2023年4月1日から2024年3月31日までの間に、光ネットサービス契約の 申込みと光電話サービス(ビジネス光電話サービス契約約款に基づくもの)に係る契約の 申込みを行い、かつ光ネットサービスと光電話サービスの提供を開始した契約者には次 の特例措置を実施します。
- (1) プラン1に係る新規契約に伴う工事費については、0円とします。
- (2) プラン1に係る新規契約に伴う契約事務手数料については、0円とします。
- 4 3の特例措置は、以下の場合は適用されません。 過去の光ネットサービス契約者が、過去の光ネットサービス契約終了時点から6ヶ月未 満の期間に、過去と同一場所での利用を目的に光ネットサービスの申込みを行った場合。
- 5 2023年4月1日から2024年3月31日までの間に、光ネットサービス契約者が100Mb/s 品目から1Gb/s 品目への変更の請求を行い、かつ1Gb/s 品目への切替工事が完了した場合には次の特例措置を実施します。
- (1) 品目変更に伴う契約事務手数料及び交換機等工事費については0円とします。

附則

(実施期日)

1 この改正約款は、2023年8月1日から実施します。